

農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より市農政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る令和7年11月18日付でいただきました意見書に関しましては、今後の農政業務を運営していく上で、重要な案件と受け止め、下記のとおり回答いたします。

記

1 農地を取り巻く環境の整備

① 有害鳥獣対策について

市内におけるイノシシやニホンザルなどによる鳥獣被害については、電気柵設置への補助制度、追い払い花火の配布、市鳥獣被害対策実施隊による駆除活動などの対策に尽力してまいりました。しかしながら、依然としてその効果が限定的であることは課題であり、今後更なる対策が必要であると考えております。

まず、鳥獣被害対策実施隊の活動については、隊員の多くが本業を持ちながら地域活動を担っている現状があり、活動時間を増やすことには限界があります。そのため効率化を図るべく ICT 機器の活用を積極的に進めております。具体的には、罠作動時に自動通知が届く捕獲検知システムを導入し、活動の効率化を図っていることや、今後、ドローンを利用した鳥獣の空中搜索技術の導入を進める計画です。また、実施隊員の増員を目的に「猟銃等取得助成金」による補助制度や、「狩猟初心者向けの勉強会」の開催など、新たな担い手の確保にも力を入れてまいります。

また、市は、駆除活動の定期化については、これまでも定期的に捕獲活動を実施しており、イノシシは年間約300頭規模を捕獲しております。しかし、繁殖力の高さから捕獲のみでは十分な対策とはならず、電気柵の適切な設置及び管理や、イノシシが好む藪や草むらの刈り払い活動などの複数の取組が不可欠であると考えます。

ニホンザルに関しては、令和7年8月に設置した GPS 発信器により、山上から八幡にかけて生息する群れの移動経路の追跡を行い、群れの効率的な捕獲を進める取り組みをしています。また、放棄果樹が餌場となり、罠による捕獲効率の低下につながっていることから、放棄果樹の撤去を地域住民に呼びかける取り組みも行っています。今後は、更なる捕獲用罠の導入について検討してまいります。

ワイヤーメッシュ柵の設置については、既存の電気柵購入補助制度を拡充し、補助対象に含めることを検討しておりますが、財政上の課題があるため、調整に時間を要しております。現時点では、改正の実施可否やその時期については不透明な状況ですが、引き続き改正に向けた取り組みを進めてまいります。また、団体向けには、国の

「鳥獣被害防止総合対策交付金」や県の「野生鳥獣被害防止地域づくり事業」等の補助金制度があります。

市としては、地域との連携を深め、国、県の補助制度の活用について検証するとともに、引き続き、鳥獣被害対策を重要施策として位置づけ、実効性の高い施策を講じてまいりたいと考えております。

② 水源・水路の維持管理

市は、農業に必要な水源や水路の維持管理が農業経営の基盤強化において重要な課題であると認識しています。これまで地域活動の支援として、「多面的機能支払交付金」を活用しております。この交付金は、農業・農村の多面的機能を維持・発揮するために、地域の共同活動を支援する仕組みであり、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」の2つの構成で地域資源の適切な保全管理を推進しております。

「資源向上支払交付金」においては、事業実施団体の総意により、水路やため池等の施設の補修作業を専門業者に委託することが可能であり、事務手続きについては、事業実施団体から市への協議書等の提出により実施されています。

「中山間地域等直接支払交付金」においても、事業実施団体の総意により、専門業者に委託することが可能です。

また、市独自の補助制度として、市が所有している水源や水路などの施設の維持管理等に必要な費用の2分の1を補助する事業を実施しております。

市は、水路やため池などの施設の維持管理については、それらを利用される方々を中心に地域全体で取り組むことが重要と考えており、引き続き、「多面的機能支払交付金」などで、水路等の維持管理や、環境整備にかかる地域活動への支援を積極的に取り組んでまいります。

③ 農業振興地域計画の見直し

国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」は令和7年6月に改正されました。改正による主な内容として、農用地区域内農地（青地）の面積については、国より都道府県ごとに確保すべき目標面積が定められることとなり、農用地区域内農地（青地）からの除外に関する規制がより一層厳格化されることとなりました。

県は、国のガイドラインに基づき、令和7年11月27日に「市町村農業振興地域整備計画の策定又は変更にかかる同意に関する事務処理要領」を制定しました。

市としては、国のガイドラインの趣旨及び県の新しい事務処理要領に基づき、農業振興地域計画の見直しに取り組む方針であり、見直しに当たっては、外部委託を用いるのではなく、職員による直営での見直し作業を予定しており、体制が整い次第、見直し作業に着手していきたいと考えております。

2 農業経営の安定化に対する支援策

① 物価高騰への対応

市は、肥料、飼料、生産資材費などの高騰が続いている状況が、農業経営に深刻な影響を及ぼしていると認識しており、農業経営の安定を図るためには、国の主導による継続的な支援策が必要であると考えております。

市はこれまで、国の交付金を活用し、令和4年度、令和5年度において、農業者の物価高騰による負担軽減を目的に、緊急支援策として「農業者物価高騰支援事業」を実施してまいりました。

市としては、国主体による「農業者物価高騰支援事業」の継続的な取り組みについて、国へ直接意見を述べる機会や関係機関との協議の場を通して働きかけてまいりたいと考えております。

② スマート農業のための機材導入支援

市は、スマート農業により、栽培管理や収穫作業の効率化が可能となり、農業従事者の負担軽減や生産性向上への期待が高まる一方で、導入費用が高額のため、導入の妨げの一因となっていると考えております。

現在、市は、農家からスマート農業機材導入の相談があった場合には、県が実施する「GPS活用によるスマート農業加速化推進事業」を活用し、自動操舵機能付き農業機械や自律飛行機能付きドローン等の導入申請の支援をしております。

市独自の支援については、現段階において財政上の課題もありますが、他の自治体の取り組みなどを研究し、検討してまいりたいと考えております。

3 次世代の担い手の育成

① 後継者の確保

市は、農業の後継者育成および担い手不足が地域農業の持続性を脅かす深刻な課題であると認識しております。また、次世代の農業人材を育む取り組みとして、子どもたちが農業の魅力を体感し、農業を具体的かつ身近な職業として捉えられる機会を提供することが重要であると考えております。

市は、東京農業大学と連携し、「サマースクール」を実施しており、地元高校生が農地の観察や分析を行い、生産過程の理解を深めるなど、毎年テーマを設け農業に関する学習を行っております。

また、地元農業法人の協力を得て小学校の児童が「食と農の体験スクール」において、大豆の栽培から収穫までを体験するなど、農業への興味、関心を育む活動を行っております。

さらに、市は、就農希望者や市外からの移住希望者に対し、ホームページ等を活用して支援体制の情報を発信し、相談内容やニーズに応じて「移住定住総合窓口」と連携し、新規就農者の支援体制の充実を図っております。

市としては、今後も、東京農業大学および市教育委員会との連携を強化し、幅広い世代に向けて農業の魅力を伝える取り組みについて継続してまいりたいと考えております。

② 新規就農者への支援

市は、地域農業の活性化と持続的な経営のためには、新規就農者が安心して農業に取り組める環境の整備が重要であると認識しております。特に、栽培技術の習得や経営面での不安を解消し、安定的に営農を続けていける環境整備が必要と考えています。

このため、市は、就農希望者を対象とした相談窓口を設置し、新規就農者も含め相談内容に応じた支援に努めております。

また、市は、県と連携のもと、農作物の栽培技術に関する講習や研修先の確保などを行っており、新規就農者へ、国、県が実施している「経営開始資金」や「機械導入に関する補助制度」の活用について、積極的に働きかけてまいります。

一方、市独自の財政的な支援については、財政上の課題もありますが、就農者の意見や他の自治体の取り組みなどを研究し、効果がある取り組みがあれば検討してまいりたいと考えております。

令和8年1月6日

相馬市農業委員会
会長 前川 正人 様

相馬市長 立谷 秀清